

様式第3号

会 議 錄

会議名 (審議会等名)	令和7年度 第1回 川西市人権施策審議会		
事務局 (担当課)	市長公室 人権推進多文化共生課 内線(2412)		
開催日時	令和 7年 8月 28日(木)午前10時00分~12時		
開催場所	川西市総合センター・2階集会室		
出席者	委員	・内田会長 ・西垣副会長 ・笹倉委員 ・宮前委員 ・南委員 ・前田委員 ・松木委員 ・石田委員 ・藤井委員(欠席)	
	事務局	・市長公室長 ・市長公室副公室長兼人権推進多文化共生課長 ・総合センター所長 ・総合センター所長補佐 ・人権推進多文化共生課主査 ・人権推進多文化共生課主事 ・人権推進多文化共生課専門事務	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 委員の委嘱 3. 正副会長の選出 4. 会長あいさつ 5. 審議事項 (1) 人権行政推進プランにもとづく各種人権施策の実績について (2) 人権行政推進プランにもとづく施策・業務の点検(人権チェック)について (3) 人権行政推進プランにもとづく各種人権施策の実施計画について (4) 総合センターの運営について 6. その他 7. 閉会		
会議結果	別紙一審議要旨のとおり		

審議要旨	
	<p>《進行》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各員へ市長より委嘱書を手渡す。 ・市長挨拶 ・正副会長の選任 ・会長に内田委員、副会長に西垣委員が承認される。 ・内田会長、就任の挨拶
会長	それでは、さっそく議事に入ります。事務局から説明よろしくお願ひします。
事務局	<p>審議事項(1)人権行政推進プランにもとづく各種人権施策の実績について 審議事項(2)人権行政推進プランにもとづく施策・業務の点検(人権チェック) について</p> <p>審議事項(3)人権行政推進プランにもとづく各種人権施策の実施計画について</p> <p>資料にもとづき説明</p>
会長	審議事項(1)について、何かご質問、ご意見はございませんか。
委員	2ページの「人権の花」運動と「人権を考える市民のつどい」はなぜ5年ごとの事業なのですか。毎年でもおかしくないと思います。
事務局	この事業は、近隣市のなかで、5年に1回、当番で回ってきます。法務局のほうから補助金を受けまして、5年に一度、普段はなかなか来ていただけない講師を呼べるような予算を確保しまして、開催をさせていただいている。昨年度はサヘル・ローズさんにお越しいただきまして、非常に感動的なお話をいただきました。毎年こういう取組ができればすばらしいなと思っているんですけども、なかなか毎年というわけにはいきませんので、補助金をいただく関係で5年に1回という状況になっています。
委員	川西市の単独の主催事業ではないということでしょうか。対象は、池田市民でも猪名川町民でも参加して構わない事業ですか。
事務局	主催は、川西市ですが、近隣市の方も来ていただいても結構です。

委員	人権の花の件なんですけども、おっしゃったように、近隣都市というのが伊丹、宝塚、三田、猪名川町、川西の5地区で当番制でやってますので、5年に1回です。 毎年やってるんですけど、地区が変わっていくので、5年に1回です。
委員	市民のつどいも変わっていくのですか。
事務局	そうです。
委員	市民のつどいという名称から川西市単独の事業だと思っていて、例えば猪名川町だったら、町民のつどいを毎年やっているので、なぜ5年に1回なのかと思いました。
会長	市の単独の事業ではあるけれども、順番に開催していらっしゃるということですね。
事務局	はい、持ち回りで開催しています。
委員	補助金もそれにあわせて、いただくということですね。
事務局	はい、そうです。
会長	他は、いかがでしょうか。
会長	4ページの人権啓発センター会が、どういう会か教えてください。
事務局	人権啓発センター会ですが、市民の方の団体になります。人権推進多文化共生課の職員も入らせていただきまして、一緒に市民の方へ人権啓発の講座を6月と11月にそれぞれ3回ずつ開催していただいているんですけども、6月は人権学習市民講座として、11月は人権学校という名称で、年間で6回の講座を開催しています。月に1回ぐらい集まさせていただきまして、それぞれのメンバーさんが今の人権課題がこういうものがあるとか、いろんなところから情報を持ち寄ってですね、次にこういう講座を企画していくという協議をしていただくなど、講座の企画運営をしていただく団体さんです。そして、ご自身の人権感覚を高めるために、学習を継続しながら進めておられます。

委員	啓発事業の企画・立案をする組織です。内容は事務局がおっしゃったことです。
事務局	はい、そうです。
会長	メンバーは、どういった方々ですか。
事務局	どなたでも入っていただける組織です。講演会のときに、お声がけをしていただいて、興味がある方に入っていただきます。
委員	もともとは、人権教育推進委員会というところから始まった組織です。
会長	市民のなかで、リーダー層を養成されているんですね。
事務局	はい、そうです。
会長	6ページに人権啓発映像ソフト試写会について説明してください。
事務局	毎年度、人権推進多文化共生課で人権啓発のDVDを、毎年4,5個購入しており、毎年6月に、新しく買ったDVDを試写する会をしています。職員が対象で、映像ソフトを見ていたら、人権研修をしていただきます。なぜ人権啓発ソフト試写会という名称になっているかといいますと、各職場の人権の担当の方に、新しく購入した人権のDVDを見ていたら、このDVDがよかったですから自分の職場の人権研修に使っていこうというようなことを判断していただくという位置付けで、設けています。最近では、各職場の研修担当に関わらず、全職員を対象に、ソフト試写会に参加していただいている、人権研修の一つとして活用してもらっています。
会長	試写会という名前ではありますが、実質的には全職員に呼びかけて、参加してもらっているということですね。さらにいえばこれはぜひ職場でもということだったら、職場でも活用してもらっているという、二段階構えなんですね。
事務局	そうですね。
会長	なぜ試写会にしたのかと、少し不思議だったので、お伺いしました。説明を聞いて、わかりました。 他、ございますか。

委員	4ページも含めてですが、一般市民の方が人権について学ぶ機会っていうのはここに記載の人権学習市民講座、人権学校、5年ごとに開催される可能性があるつどいが学びの場であるという理解でありますか。
事務局	川西市人権教育協議会というのがございまして、実は先日も内田先生に講師をしていただきまして、合同研修会を開催いたしました。
委員	③のところですか。
事務局	そうです。他には、各市内の各16の小学校区がございまして、それぞれの校区のほうで、人権の委員会がございまして、そちらのほうで年間通じて、講演会や人権の映画の上映会という取り組みもされています。
委員	川人協(川西市人権教育協議会)では、毎月会議等があり、学びの場となっています。総合センターも、人権啓発をされています。
委員	猪名川町より少ないなと思いましたので、質問させていただきました。
委員	もう1つ、つけ足したら4ページの③に記載されていますが、毎年2月に川西市人権教育研究大会があり、年間の実践報告をしていただき、みんなで討議するという機会もございます。
委員	全職員における研修会というのは、6ページに記載の講演会プラス試写会、仕事の合間を見て動画を見るということなんですか。時間が書いてあるので、この動画と思って、職員が空き時間に見るということですか。
事務局	これは例えば、市役所に初めて入ってきた職員を対象に人権の初任者研修っていうのをやっています。その講師を市職員がしています。
委員	動画ではないんですね。たまたま時間が記載されているんですね。
事務局	たまたま時間が書いてあるだけです。中には2時間というのもございますので、そういうのは間にDVDの人権の映画を上映して、いろいろ意見を交わしていただけたりとかそういうふうなやり方をとっているときもあります。
会長	他にございませんか。続いて、(2)人権行政推進プランにもとづく施策・業務の

	点検について、ご意見等いただければと思いますがいかがですか。
会長	それでは、私からすいません。先ほどご説明を聞いていますと、情報発信の面で、多言語対応、多様な情報伝達手段、そのあたりがかなり課題であるとのことでしたが、それらについて、何か重点的に、改善していくとか、今後どうしていくのかみたいなところの議論はございますか。
委員	その前に少しよいですか。人権チェックっていうのは職員に対して人権意識をどれだけ学習し、身につけようとしているのかというチェックだと思ってるんですね。職員全体だと思ってます。ですが、22ページの清和台公民館を読むと、5回以上研修を受講した人数が1人、1回受講した人数が1人となっている。他の職員はされていない。他の職員がいるにもかかわらず、他の職員は、どうなってるのかな。1人だけ1人しか行ってないと読み取れる。下の方は、特になしと書かれているが、これは館長が書かれているのか。
事務局	まとめるのは、館長です。
委員	1人の職員ばっかり研修に行ってたら、他の職員はどうされているのか。研修を受講した職員が、こんなことを勉強してきましたと広めていったり、啓発するんだったら、納得できるが。今年度はこういう結果になったが、次年度は、たくさんの方の職員の研修参加を促していきたいという言葉があればまだよいが、そういった記載もない。人権チェックがわかってないのではないか。事務局に聞いている。 全ての職員に対しての人権チェックなのに、おかしくないですか。
事務局	各職場の人権研修の実績の報告をまとめたものでございます。 確かにおっしゃるように、清和台公民館は、7人職員がいて、5回以上が1人、1回参加したという職員が1人で、0回という職員が5人となっています。本来は、全職員が、目標としましては、4回以上参加していただきたいというものでございます。下のほうにも書いてあるんですけども、次年度どのように取り組んでいくのかという項目がございまして、そこでは、時間外で職場単位の人権研修が実施されるように検討が必要ですというようなことで書いてあります。
委員	来年度に向けて何も別に考慮するようなことも書いていない。
事務局	確かに参考になった点というのは特になしってなっています。

委員	人権チェックの意味がわかっているのかな。
事務局	今、委員がおっしゃったとおり、22ページの清和台公民館ですね、表の下記の部分、特になしというのは、全然考えてないとなっていますね。一方、人権チェックの71ページのところでは、清和台公民館は、職員全員が一堂に参加できるような工夫が必要だということでちょっと課題を今考えています。
委員	だからそれはやっぱり、ここに書くべき。私たちは、この資料しかわからないから、もう少し明記の仕方を考えなければいけないのかな。
事務局	確かに、この表とチェックがうまく連動していませんね。
事務局	清和台公民館には、私のほうから全体的に参加していただきたいとお伝えさせていただきます。
委員	23ページの北陵公民館です。内容はうまくまとめてあるなと思うんですが、一番下がアンバランスだなあと思います。勉強しているわりに、何も考えていない。
会長	実績とチェックの話は、もちろん連動しないといけないと思います。 清和台公民館は、正職が2名で、会計年度職員が5名いる。会計年度職員が研修に5回行ったとはあまり考えられない。正職と会計年度職員で、研修の受けやすさの差はあるのでしょうか。全体をみると、そこまでの差はなさそうですが。
事務局	正職員は会議に参加する機会が比較的多いので、正職員のほうが参加しにくいといった面があるかもしれません。
委員	新しい人に、特に研修をしていただかないと。意識の向上を図らないと。
委員	確認ですが、正職員の方のほうが、会計年度職員の方よりも参加しにくいんですね。
事務局	そうですね。そういう面があるかもしれません。
委員	そういう面というのは、研修の参加しやすさということでは、正職員のほうが、会計年度職員よりも難しいっていうのでよろしいですか。

事務局	一概にはいえないが、そういう面もあると思っています。
会長	さっき私が確認したのはどちらにしろ参加しにくいような要因があるのなら、それは取り除いて、できるだけたくさんの方に参加していただければいいのであって、そこを妨げるような何かがあるのであれば、それは改善する必要があるなということで、ちょっとお尋ねしました。
委員	9ページの秘書課ですが、出席できる研修が少ないと記載している。大切な部署なので、常に人権感覚を磨けばよい。市長や副市長が出張やお休みなどで、秘書業務に少し余裕ができたときにという記載の仕方は、初めて見た。
会長	それぞれの部署で、課題があるというご指摘をいただきました。議論というより、お伝えしていただいて、改善を図っていただきたい。
委員	表の見方の質問をします。66ページからで、例えば市長公室は、昨年度は119というレベルの数字が入っているけれども、仕事のそれぞれの項目を細分化して、できたかできていないかチェックする。業務の内容の数なんですか。部によって数が違うのですが、111や119は、概ねできた、35や30は一部できた、未だ不十分なので引き続き取り組んでいくとか、私の理解で正しいでしょうか。
事務局	市長公室は複数の課があるので、その合計を入れさせていただいている。
委員	その数は、仕事の数ですか。それに区切って、できている、できていないとチェックされているのですか。
事務局	人権の観点から、業務が行われるかどうかという観点でチェックしていただいています。そもそもその業務がないという部署もございます。その場合は、該当なしになります。
委員	ありがとうございます。
会長	それぞれの課は全部で30点のチェックをされていて、30点の内訳を記載していて、部の合計は、その合計になるので、部によって課の数も変わるので、合計は変わります。
委員	市長公室は、集まっているので数は多いですね。

事務局	そうです。
会長	64ページのところで意見です。職場環境づくりへの視点は大切な観点であり、学校の中での人権教育、いじめがあるところで人権の課題を教えてすすめることができない。職員の人権が守られる環境を作らないと、いろんな課題がありますよといつても、自分のところができないのに、そんなこともできないよとなりかねない。人権が守られる職場環境を作っていく、ハラスメントのない環境を作っていく、とても大切な視点なので、よくできているとなったら、全てにおいてですが、よいかなと思います。
委員	職員全員に人権の精神が行き渡っていれば、丁寧な対応に繋がる。職務が忙しいからできなかったと記載もある。職員に人権感覚がある方がどれだけいるんだろうと思う。
委員	職場環境という点で、感想です。できるだけ研修に参加しやすい環境は大事で、もっともっと改善しないといけない部分もある。一方で、啓発冊子のきづなをいろんなところで活用されているのは、良い取り組みである。いつでも誰もが人権の資料を見られる環境を作ることは大事。仕事を進めるうえで、人権という視点をもって物事を考えていかないといけない、そういう意味で、人権に関する環境を整えていくことは大事だ。
委員	72ページの地域福祉課の記載で、審議会委員の女性比率が上がったと書いてあるんですが、しかしながら当課として、その分野で「識見のある者」に委員にご就任いただき然るべき助言をいただきたいので、性別によってそこが不十分になるようであれば本末転倒であると書かれている。行政の文書でこんな意見が書かれていいのかなってちょっと驚いたんですけども。結局女やったら誰でもよいのかというふうに私には読める。
事務局	文面を読めば感じるところはあります。地域福祉課の課長のほうには、この意味するところを確認して、ちょっとお話をさせていただきます。
会長	このままだと女性には、識見がないと読みますね。この場に出るとわかっていて、書かれていますもんね。
委員	人権チェックというのもは、こういうものだと改めて説明してもらったほうがよい。

会長	<p>それでは、次の審議事項(3)「人権行政推進プランにもとづく各種人権施策の実施計画」に移ります。何かございますか。</p> <p>(質疑等なし)</p>
会長	<p>特ないようなので、審議事項(4)「総合センターの運営」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料にもとづき事務局説明</p>
会長	<p>総合センターの事業実績、答申を受けての今年度の取り組みについて、ご報告をいただきました。それでは総合センターに関して、皆さん、ご意見お願いします。</p>
委員	<p>99ページの審議会での主な意見にある名称変更は、どうなりましたか。</p>
事務局	<p>川西市総合センターを川西市人権総合センターに改めたらいいんではないかという答申をいただいたんですけども、こちらのほうに関しましては、これも含めて、どういう名称がいいのかを今後検討させていただきまして、条例改正なども必要になりますし、名称変更につきましては広く市民の方にも周知する機会もありますので、時期については、こちらのほうでは述べませんが、改めて総合センターの名称に関しての変更は検討して参りたいと思います。</p>
委員	<p>答申というのは、前の会長である石元先生が、答申をまとめるのを自分に任せていただけないかということだった。その後、今日の資料以外は、もらっていない。これは決まったことだから、もうこの通りやっていくっていただくということができたから、答申が出たのでは。3年かけて、審議してきた。ただ、名称変更の時期を事務局にお任せするとまでは聞いていない。事務局は、この会が開かれるまでに、検討し、いつから変更するかという案をもっておかないといけないので。実施時期がわからないのは、おかしいのでは。</p>
事務局	<p>今年度に関しましては、先ほど申しあげましたように、川西市総合センターの名前を人権総合センターへという名称変更のご意見いただいたのも含めまして、別の名称がいいのか等を検討させていただく形になっています。</p>
委員	<p>それはおかしいのでは。審議会のなかで、決まった。何のために審議会をしてき</p>

	たのか。この審議会で決めたことは、意味がないのではないか。
事務局	こちらの審議会のほうで、3年間、時間をかけていただき、総合センターの在り方について、いろいろご審議をいただきました。当初からこの総合センターの名称についてどうあるべきかっていうのも、度々ご審議をしていただいて、近くに総合医療センターができたから、間違えることがあるとか、総合センターだと何をする施設なのかがわかりにくいというようなご意見もいただき、3年目のときに、総合センターという名称から、人権総合センターという名称に改めるのがいいのではないかということでご意見をいただき、その通り答申のほうでも書いていただきました。それを受けまして、もちろん答申ですので、最大限尊重して進めさせていただくことにはなるんですけども、まず、市のほうでの手続きとしましては、条例改正という手続きがございますので、いくつか手続きを踏まないといけませんので、急に名称を変えるということはできません。
委員	それは、そちらの仕事の事情でしょ。名称を急に変えることができないのなら、なんで変更すると言ったのか。これを3年かけてやってきた。私は反対だったが、妥協した。答申を受けて、どう動くかはこの審議会までに行政が検討すべきであった。
事務局	答申をいただき、名称変更を市として具体的に考えていくが、タイミングであるとか、答申でいただいた名称の人権総合センターの今までいくのか、検討させていただく。
委員	私が言いたかったのは、事務局の回答がおかしくないかということである。3年かけてやった審議会で決まったことを、これでいいのかとまた検討すると言った。決まっているので、これでよいのでは。
事務局	おっしゃる通りで、名称変更については人権総合センターという名前ということで、答申いただきまして、あと同じように、セーフティネットの機能の充実であるとか、幅広く開かれたセンターということを同時に我々考えておりまして、相談業務とかこんなふうにしますとか、開かれたセンターこんなふうに考えてますって、3つそろえてご提示したときに、改めて人権総合センターという名前がふさわしければをの今まで生かしていただきますし、いや、この内容やったらちょっと名前もちょっと変えた方がいいのかなとかっていう意見があれば…。
委員	それやったら、何も難しいことするんやったら、名称は、総合センターの今までいいのではないか。そちらが、名称変更したいと言ったのではないか。

	<p>総合医療センターができてまだ日が浅いが、総合センターは40年前からある。知らない人は、よそから来た人だけです。総合センターが部落解放同盟が建てた建物であることを知っている人は知っている。</p> <p>差別をなくすために、熱い思いを持って、建てた建物です。総合センターという名称を大事にしてきたんです。それも3年間かかって議論していくなかで、時代も変わってきたので、行政も行政としてのしんどさもあるだろうし、石元会長も努力してはった。私も少しは近寄らないといけないと思って、川西市人権総合センターに賛同したんです。それなのに、そうかわからないとか言うなら、総合センターに戻したらいいのでは。難しかったらしなかったらよい。</p> <p>私たちが名称がおかしいから変えてほしいと言ったわけではない。おたくらが名称を変えてくださいと言ったのではないか。私たちの3年間の審議会は、何やったん。</p>
事務局	<p>この3年間、より多くの人にここの施設を使っていただいて、人権をなくすために一緒に活動していくと。そういう人権啓発の拠点にもっともつとなっていくようにということで、すごくご審議いただきました。で、人権総合センターという名称、すごくいいと思います。すごくいいと思いますんで、変えていく方向で考えてはいるんですけども、先ほど公室長のほうからもお話をありましたように、セーフティネットの関係であるとか、幾つもあります。99ページのところで、①から⑤まで答申をいただいてますので、これを全部、今後これを具体化していかないといけないと思ってますので、その中で、まず名称だけを先にこうぱっと変えるんではなくて、これから総合センターとしてやるべき事業を、考えていく中で、よりふさわしい名前がもしあれば、そちらの名称に変えるほうがいいかもしれませんので、そこはちょっと慎重に進めさせていただきたい。</p>
委員	<p>今まで慎重じゃなかったのか。一生懸命頑張って、いろいろな意見を出してきた。</p>
委員	<p>石元前会長を筆頭に、審議してきた。総合センターは、医療センターもできて間違えやすいから、変えましょうと決まった。勝手に変えるのは、市民の人にも浸透しないので、いつ変えるのかと思っていた。より相応しい名称があれば、ということなら3年間は、無駄やったんかなと思う。名称を変えるのは、非常に大きなことで、この審議会だけで決めるることはできず、市議会も通さないといけない。延ばし、延ばしになると、この答申は何だったのかなと思う。先延ばしになることが、不思議に思う。</p>
委員	<p>権限の問題が出てるんだろうと思うんですよっていうのは、答申を私たちは出し</p>

	たんだけれども、この審議会が行政がどうするかということに決定権はないんですね。
委員	それはわかります。
委員	だからずれる可能性はむちゃくちゃ少ないけれどもあると思うんですよ。でも、従来これでOKになってたら、それを踏まえてほぼその形で出していただくという流れだと思うんです。そのときに、ほんの僅かの可能性だけれども、ここでの決定したこと、要するに答申で出したことと行政のほうで、最終の最終の決定のところで、それが出てくる可能性が若干もあるので、そのことを考慮して、変更をまだ考えているところがあるということをおっしゃったと思うんです。言い方の問題です。年度当初のところで、この話しを聞かれたら、何やねんっていうふうに思う。それは何か考えて欲しいなど。もうこのままやつたらまた初めからですかという印象を持ってしまう。
事務局	誤解を招いてしまって申し訳ございません。決して別案があるとか、そんなことも一切ございません。
委員	それやつたら、名称についてはよく考えて検討していくような言葉はいらない。
事務局	はい。
委員	何のための3年やつたのか。それ以前から総合センターのことは、長い間、審議してきた。
会長	審議会としては、99ページのとおり答申をまとめておりますので、これを肅々と進めていただくっていうふうに要求するしかございません。なので、名称変更と言われると、手続き上、困る。基本、審議会はやってくださいって言ってるわけですから、それを覆すようなことをおっしゃられれば、審議会の意味がなくなる。この方針でやっていきますと確約いただかないと、出来ること出来ないこともあります。あるけれども、ただ、それを審議会に差し戻す形で、名称をもう一度、何か他のことが出てくるかもしれませんっていうのは、ちょっと審議会の体をなさない。審議会でそこを図ることはちょっと意味が違う。もう、そちらに投げたわけですから、あとはどこまで進みましたとか、このようなスケジュールで進めますっていう話をここで出していく、或いは次の審議会をしていくっていうことをやっていただかなければならない。皆さんおっしゃる通り、もう1回これやるのという話しになってしまいます。ですの

	で肅々と進めてください、としか審議会としては言えない。
委員	実務の進捗状況を報告していただく。
会長	はい。その中でこういうことはちょっと難しいですとか、そういうことであればいいんですけど。ちょっとまだそれがすごくぼやっとした形でしか出てきておりません。
委員	<p>前回に続いて、今回副会長をさせてもらって、一言も言わないので無責任やなと思って、言わしてもらいます。この名称変更について、さっきも事務局のほうから話がありましたけれども、見通しとしていろんな手続きがあって、例えばですけれども、2年ぐらい先に条例での提案でこれぐらい時間かかる、次にこういう手続きで時間がかかるとか、見通しとして、文章には出来ないけれども、こんな見通しがあるっていうふうに、これから先の見通しがわかれば、ある程度みんな納得しながら進めるんと違うかなあと思うんですけど。</p> <p>私自身その条例変更の部分で、どういう手順が必要だとかどれぐらい時間がかかるとか、そういうのが、わからないので、ちょっとその辺でぎくしゃくしてしまう。そんな感じがしたんですけど。</p>
会長	ですので、答申は出ており、そちらに投げてますから、これはどのように進むのか、見通しなのかということを、今後、出してください。
事務局	名称変更につきましては、今、委員の方からいろいろ意見をいただきました。市のほうは、条例改正という手続きがあります。先ほど言いましたように、他にいただいた答申も合わせて、今検討中でございます。時期については、今年度中であったり、来年早々にも条例変更等もできるような形で、進めておりますので、進捗状況についてはその都度説明をさせていただきたいと思っております。
委員	人権総合センターという名称で通してもらわないと。
委員	今日委嘱を受けて2年間させていただきます。委員も変わっていくとわからなくなるので、希望としましては、できたらこの委嘱期間の間にお答えいただいたらありがたいと思います。
事務局	わかりました。
会長	はい。要望は伝えました。あとは肅々と進めていくということで。

	<p>委員 総合センターは、人権センターの機能を充実させることはわかるが、職員の人権意識の向上、研修に参加されても成果がみえにくい。職員の人事異動は、仕事をやる気に起こさせる、起こさせないがある。合う、合わないがある。</p> <p>総合センターは、多くの子どもは来るが、指導主事がいない。けんけんひろばには、指導主事が必要。外国籍の子どもも増えている。多文化共生を取り入れるなら、それに相応しい人材の派遣をお願いしたい。でないと、絵に描いた餅である。環境整備しないと、来る人だって安心して来られないし、保護者も安心できない。</p>
会長	たくさん的人に総合センターに来ていただく。そのためには、人の手立てをして欲しいという要望ですね。
委員	この間、2人の市職員が処分されているのをテレビと新聞で見ました。仕事中に仕事とは異なるサイトを見てたというものであった。DVDを見て、検索して云々っていうのは、本当にそれでいいのかなと思う。パソコンを見てたら仕事してるように見える。できたら人権研修というのは、たとえ少人数でも、意見交換していくなかで、違った意見があれば新しい視点となる。1人での研修は、なかなか身につかないでの、そのあたりは今後変えていかなければならぬのではないかと思う。
委員	オンデマンドとか人を介さないことが増えているが、特に人権研修というのは、やった後、どうだったっていう振り返りが一番大事だと思ってるので、ビデオ見ましたで終わつたんやったら、やっぱり何か深まらないと思う。これも学校教育も含めてだけだが、教育というものは、対面でみんなで学び合うっていう形を、啓発のところでも、研修のところでも生かしていただけたらありがたいなと思う。
会長	はい、ありがとうございました。ぜひ、参考にしていただいて、研修が広がっていけばよいなと思います。
事務局	今、職員はパソコンで仕事をしますけれども、私ども使ってるパソコンはDVDを見ることが出来ませんので、個別でDVDを見ながら研修するっていうスタイルは、基本取ってないんです。DVDの上映会で複数の職員がスクリーンに向かって、研修をするというような状況になってます。いただきましたご意見は、もっともやと思います。DVDを見て、それで終わりっていうことでは全然なくて、そこで感じたことを出して、伝えて、意見交換をして、お互いそういうことを感じたのかとかいうようなところで、人権意識を高めていくっていうところが大切なところだと思いますんで、そういうことを目指しながら、また今年度取り組んでいきたいと思います。

会長	それでは、これで予定しておりました審議は終了とします。進行を事務局へお返します。
事務局	どうもありがとうございました。本日、いただきましたご意見を事務局で取りまとめまして、今後の人権施策の推進に役立てて参りたいというふうに考えております。そうしましたら、以上をもちまして本日の人権施策審議会は閉会とさせていただきます。本日は皆さん、どうもありがとうございました。